

トラック事業を取り巻く諸課題への対策についての官民の検討の場については、平成24年12月25日の「第5回トラック産業の将来ビジョンに関する検討会」において、下記1.～5.の要領により、新たに『作業部会』を設置することが決定された。

## 1. 趣旨

- (1)平成24年10月にとりまとめられた最低車両台数・適正運賃收受ワーキンググループ報告書において、「このWGの議論の過程で委員から提起された、～(中略)～等の意見を踏まえつつ、ビジョン検討会を年内を目途に開催し、WGにおいて提言した参入に係る事項や必要な対策を推進する作業部会を早期に設置すること」との提言がなされている。
- (2)このため、トラック業界の安全性、健全性を向上させるための検討課題として、「**参入時基準の強化**」「**多層構造の弊害の解消に向けた施策**」「**水平構造の改善**」「**貨物自動車運送適正化事業実施機関の充実**」「**事後チェックの充実**」の各課題に対応する具体措置を抽出、検討し、その実施に向けて協議を行う作業部会を設置することとする。  
なお、事業許可の更新制等については引き続き検討を行う。

## 2. 検討課題

- (1)参入時基準の強化について  
(例)・運行管理者制度の充実対策  
・参入時の通達基準等の強化
- (2)多層構造の弊害の解消に向けた施策について  
(例)・書面契約促進対策  
・荷主(利用運送事業者を含む。)との関係に係る対策
- (3)水平構造の改善について  
(例)・共同化の推進対策
- (4)適正化事業の充実について  
(例)・指導業務の改善  
・安全性評価事業(Gマーク)の推進
- (5)事後チェックの充実について  
(例)・効果・効率的監査の推進

## 3. 検討体制

- ・学識経験者・有識者:5名
  - ・経済団体:2名
  - ・労働組合:2名
  - ・トラック業界:2名
- ※その他、必要に応じて委員を追加

## 4. 検討スケジュール

以下のとおり、順次会合を開催する。

- (1)第1回作業部会(25年1～2月頃)
- (2)第2回作業部会(25年3月頃)
- (3)その後、必要に応じて作業部会を開催

## 5. 作業部会の取扱い

- (1)原則として、非公開とする。
- (2)事務局は、国土交通省自動車局貨物課が行う。